

財団法人 生産技術研究奨励会寄付行為



〒153-8505 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

東京大学生産技術研究所内

設立の趣旨並びに経緯

わが国における工学と工業とは、その発達経路の関係上、必ずしも相互に密接に連絡されていたとはいいがたいのであります。この欠陥にかんがみ、さきに東京大学生産技術研究所が設立され、生産に関する技術的諸問題の科学的総合研究に重点をおくと共に、研究成果の実用化試験を行なうことによって、工学と工業との直結をはかり、わが国工業生産技術の水準を高めるばかりでなく、ひいては世界文化の進展に寄与することを目的としました。すなわち生産の現場と緊密な連絡を保ち

1. 生産技術の実態を知って適切な研究計画を立てる
2. 現場から寄せられる技術的諸問題に対して实际的な解決をはかる
3. 実験室における研究成果を工業化に移すため中間規模の試験又は試作を実施する

等を重要な使命としました。

これらの使命達成を援助し、かつ産業界との関係をはかるため昭和 27 年 11 月 24 日、産業界並びに学界有志等 105 名によって、まず任意団体としての生産技術研究奨励会が設立され、その後同会は所期の目的遂行に努力し、相当の資産を蓄積しうるに至りました。よってこれを寄付し、事業の永続性を保持しかつ広く産業界及び学界に貢献するため、民法第 34 条により申請の結果、昭和 28 年 12 月 25 日付財団法人生産技術研究奨励会として文部大臣の設立許可となったものであります。

寄 付 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人生産技術研究奨励会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都目黒区駒場四丁目 6 番 1 号 東京大学生産技術研究所内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、工業生産に関する技術的諸問題の研究を助成し、その進歩発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 生産技術に関する研究の助成
- 二 生産技術に関する研究において顕著な業績をあげたものに対する顕彰
- 三 生産技術に関する出版並びに普及
- 四 技術移転に関する事業
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生じる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 会 費
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の受入れ)

第 7 条 寄付された資産の使用について寄付者の指定があるときには、その指定に従う。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て確実な有価証券を購入するか、または郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 9 条 基本財産は、消費し、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び職員

(役 員)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

一 理事 15 名以上 20 名以内（うち、理事長 1 名及び常任理事 1 名以上 3 名以内）

二 監事 1 名以上 3 名以内

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常任理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常任理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

一 法人の財産及び会計の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期)

第 20 条 この法人の役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

三 その他特別の事情のある場合。

(役員の報酬)

第 22 条 役員は無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選任)

第 23 条 この法人には、評議員 20 名以上 25 名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行

うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問の選出)

第 25 条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(顧問の職務)

第 26 条 顧問は、事業の執行に関し、理事長の諮問に応じ、また自ら意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第 27 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 28 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 60 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 30 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 事業計画及び収支予算に関する事項

二 事業報告及び収支決算に関する事項

三 基本財産についての事項

四 不動産の買い入れについての事項

五 長期借入金についての事項

六 第一号、第三号、第四号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 第 28 条第 1 項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。
この場合において、第 28 条第 1 項及び前条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
(議事録)

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 審 査 会

(審査会)

第 32 条 この法人に、第 4 条第一号及び第二号に掲げる事業に係る選考を行うため審査会を置く。

2 審査会は、5 名以上 7 名以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから理事会において選出し、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

5 委員は、役員又は評議員を兼ねることはできない。

第 7 章 賛 助 員

(賛助員)

第 33 条 法人・団体又は個人で、この法人の事業遂行に賛同して、理事会の定める会費を納付したもの、または特別の寄付をなしたものを賛助員とする。

2 賛助員は、各種出版物の配付を受け、この法人の施設を利用することができる。

第 8 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 34 条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 35 条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 36 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員及び評議員全員の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 37 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄付行為
- 二 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 三 財産目録
- 四 資産台帳及び負債台帳
- 五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 六 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 七 官公署往復書類
- 八 収支予算書及び事業計画書
- 九 収支計算書及び事業報告書
- 十 貸借対照表
- 十一 正味財産増減計算書
- 十二 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第一号から第四号までの書類、同項第六号の書類及び同項第八号から第十一号までの書類は永年、同項第五号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第七号及び第十二号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 第 1 項第一号、第三号及び第八号から第十一号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 38 条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄付行為は、昭和28年12月25日から施行する。
2. この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりである。

理 事 長	西 村 啓 造	常任理事	星 合 正 治
理 事	伊 藤 滋	理 事	大 野 碩十郎
〃	兼 重 寛九郎	〃	鈴 木 弥 孝
〃	瀬 藤 象 二	〃	谷 安 正
〃	友 田 亘 孝	〃	宮 津 純
〃	湯 川 正 夫	〃	渡 辺 要
監 事	内 田 祥 三	監 事	丹 羽 周 夫

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、昭和37年7月3日から施行する。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、昭和51年11月11日から施行する。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、昭和57年7月9日から施行する。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、平成6年3月28日から施行する。
ただし、改正後の第15条および第22条の規定は平成6年4月1日から適用するものとする。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

1. この寄付行為の一部変更は、平成 19 年 10 月 23 日から施行する。



財団法人 生産技術研究奨励会

THE FOUNDATION FOR THE PROMOTION OF INDUSTRIAL SCIENCE

〒153-8505 東京都目黒区駒場四丁目6番1号

東京大学生産技術研究所内

電話・FAX 03-5738-5224

E-mail: fpis@interlink.or.jp

ホームページアドレス <http://www.iis.u-tokyo.ac.jp/shourei/>